



参議院議員 石井みどりNEWS



歯科医療現場におけるFC／FGの使用 **これまで通り可能に**

厚生労働省は11月11日、歯科医療現場におけるFC／FGの使用についてこれまで通りの取扱いとする旨の報告書を出した。特定化学物質障害予防規則等の改正により、ホルムアルデヒドを使用する場合には業務従事者に対し年2回の健康診断の実施等が必要となる可能性が出ていた。しかし、ホルムアルデヒドを、ドラム缶等を使用し大規模に使用する現場と少量しか使用しない歯科医療現場等を同一に取り扱うことに日歯会員からも疑問の声があがっていた。そこで、石井みどりは歯科医療現場で使用されるホルムアルデヒドの使用状況を説明し、滅菌器同様に例外扱いにする事等、現場に即した対応をすべきと提案してきた。

このたびの特定化学物質障害予防規則等の改正によって、ホルムアルデヒドを取り扱う診療所では、本年4月から業務従事者に対し年2回の定期的な健康診断が義務付けられることとなった。また、来年（平成21年）3月からは、診療所において年2回の作業環境測定士（国家資格）による作業環境の測定及びその記録と評価の記録を30年間保存することや局所排気装置の設置等が義務付けられることになっていた。しかし、ホルムアルデヒドは歯科医療、医療機関等における病理学的検査、大学の解剖実習等において幅広く使用されていることから、円滑な施行に資するため、歯科については日本歯科医師会からのヒアリング等が「少量製造・取扱いの規制等に係る小検討会」において行われ添付の通り整理された。

厚生労働省は医療現場におけるホルムアルデヒドの取扱いについて議論するため、同検討会を本年7月22日に発足させ、これまで5回に渡り開催してきた。報告書では、ホルムアルデヒドの取扱いが短時間、低頻度であり気中濃度が著しく低い場合には、健康影響についてもリスクが低いことから、特定業務従事者の健康診断実施の必要性は低いとされ、歯科診療所においてはこれまで通りのホルムアルデヒドの取扱いが可能となった。

※詳細は、厚生労働省のHPをご確認ください。

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/10/s1027-15.html>



参議院議員 石井みどり事務所

〒100-8962 東京都千代田区永田町2-1-1 参議院議員会館206号室

電話番号： 03-3508-8206

FAX：03-5512-2206

e-mail：midori_ishii@sangiin.go.jp

HP：http://www.ishii-midori.jp/

自由民主党東京都参議院比例区第二十九支部 発行